

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 調査方法の変更等

一部市町村については、(1)又は(2)のように原発被災地域であることや調査員確保が困難等であること、あるいは市町村役場の機能等が低下していることなど、東日本大震災の影響により、調査の実施に大きく支障が生じている市町村が存在する。

このため、当該方法等については、地域の実状を勘案し別途総務大臣が定めるものとする。

(1) 原発被災地域

- 市町村の全部又は一部の区域に、『帰還困難区域』、『居住制限区域』又は『避難指示解除準備区域』の避難指示が出され市町村役場が移転するなど、行政機能の体制が低下していることにより調査実施が困難等の市町村

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項又は第 20 条第 2 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる調査区。

※『帰還困難区域』…特別な許可が無ければ、立入りできない地域。

『居住制限区域』…許可無く立入りはできるが、その地域に住むことはできない地域

『避難指示解除準備区域』…特別な許可が無くても入ることは可能であるが、特別な許可無く自宅などに泊まることはできない地域。

(2) 調査員確保が困難等であることから調査の実施が困難な地域

- 震災復興業務対応のため、市町村役場が通常の業務体制に戻っておらず、統計調査の実施体制の確保が困難な市町村
- 津波による被災等のため、自治会組織の解散等により、当該地域を担当する調査員確保が困難等の市町村

2 変更する期間

本変更は、当面今回の調査のみの対応とする。

3 公表の取扱い

公表に当たっては、上記 1 に該当する地域の説明を加えることにより公表する。